

子ナショナルチームのコーチを辞任した。

園田前監督らは、女子選手15名がJOCに提訴した理由を明確に知る機会がないまま辞任した。

〔平成24年度第3回理事会議事録、上村会長、吉村前委員長、園田前監督、徳野前コーチの「聴き取り調査結果要旨」〕

第5 本件問題に対する全柔連の対応上の問題点、責任の所在、関係者に対する処分の妥当性など

1 全柔連では、現場の指導者が従るべき指導上の倫理的指針が欠如していたこと

前記第4の1記載のとおり、柔道修行の目的については、嘉納治五郎師範の崇高な理念が存在し、平成24年4月の全柔連の公益法人化を受けた諸規程の整備の過程で、同年10月20日には「倫理規程」も制定されたところであるが、それらは、指導の現場、とりわけ国際強化選手の指導の現場で運用されるための指針としては、抽象的に過ぎるものであったと言わざるを得ない。

全柔連幹部の一人は、本委員会の委員による聴き取り調査に対し、「暴力的な指導を受けて強くなっている選手が存在するのは事実である。強化の手段という観点のみから評価すれば、強化の方法に王道はなく、暴力的指導と非暴力的指導との間に優劣はないかも知れない。それ故、暴力肯定派の指導者もいる。しかし、暴力的指導は断じて許されない。暴力が否定されなければならないのは、それが柔道というスポーツの品位をおとしめ、選手の人間の尊厳を害するからである。」という趣旨の供述をしている。

柔道界の一部に、暴力的指導を受けて選手が強くなるという考え方方が根強く残っていたことからすれば、園田監督が「強化の過程での暴力は許されると思っていた。」と言うのも頷けることである。

園田前監督を含む指導者層が納得するような、柔道における暴力的指導を否定する明確な指針が存在していなかったことは、問題であった。

2 全柔連幹部が本件問題に対し組織的対応を怠ったこと

前記第4の2、3記載のとおり、全柔連執行部会の構成員は全員、平成24年10月上旬の段階で、本件問題の存在を認識していたにも拘わらず、本件問題の解決を特定幹部と選手との共通の所属を絆とする人間関係の中で解決しようとはかり、前記第4の6のとおりの園田前監督とA選手との見かけ上の関係改善が出来ると、そのことに満足してしまった。

A選手が指導を受ける過程で暴力を受けていた疑いが生じたとすれば、組織を挙げて実情を調査するのは当然のことであろう。実情を調査し、暴力の蔓延の度合いとそれが他に及ぼす影響、その原因、責任の所在を明らかにするべきであった。その当然のことが出来なかつたということは、全柔連幹部の中にすら、オリンピックにおいて金メダルを獲得できる選手の育成こそが至上命令であって、指導上の過程における暴力の行使は許されるとの考えを有する者がいた疑いは濃厚であるし、それを批判し敢然と調査の実施を進言する幹部が存在しなかつたことは、全柔連の組織としての不健全さを示すものといえよう。柔道界の常識ではなく世間の常識を実現できる人材が、

組織内に不足していたという言い方も出来よう。

また、園田前監督によるA選手に対する暴力の行使が、A選手ばかりでなく周辺の他の女子選手に不快感・恐怖感を与えるのではないかという視点が、執行部の男性幹部には欠落していたことも、本件問題に対する組織的対応がなされなかつた一因をなしているものと考えられる。

付言すれば、前記第4の5、6記載のとおり、同年10月末の吉村前委員長及び園田前監督の不適切発言と、それに対する同年11月上旬の対応においても、全く同様の問題が見て取れるところである。

園田前監督にしても、自己の暴力的指導方法に対する注意を受けた後、配慮を欠く不適切な言動に及んだこの段階で、自己の行為に対する責任を問われて適切な処分を受ければ、甘んじて処分を受け入れたものと推測される。

3 国際強化選手の指導に係る基本的事項に関する全柔連幹部、強化委員会、監督・コーチ、選手相互間における意思疎通が欠如し、意思疎通確保のための体制も不備であったこと

① 前記第4の7記載のとおり、全柔連幹部は、平成24年12月10日に、本件問題に関連して、女子ナショナルチームの選手15名がJOCに提訴したことを知ったが、その真意を理解することは出来なかった。全柔連幹部ばかりではなく、強化委員会に拘わっていた者、監督・コーチの多くは、本件問題は既に解決済みであると認識しており、「選手達が他に言いたいことがあったのであれば、一足飛びにJOCに言わず、我々に言ってほしかった。」と考えた。

前記第4の1、6、7記載のとおり、女子選手の間には、かねてから、ナショナルチーム選手の選定、代表選手の選定、監督・コーチの選定、指導方法の決定など、選手にとってきわめて重要なことが適切な説明もないままに、一方的に決定されることへの根強い不信感が存在していたが、女子選手らの不信感は、監督・コーチ、強化委員会、全柔連幹部に伝達されることもなく、また、忖度されて取り上げられることもなかつた。このように、組織の中における意思の疎通が極めて欠如していることは深刻な問題である。

② 前記4の4、7記載のとおり、「倫理推進室」「女子柔道強化選手支援ステーション」は創設されたが、組織内の意思疎通を改善するに十分な取り組みがなされているとは到底いえない状況である。

4 本件問題を契機とする人事上の処分が不適切であり、処分に関する情報開示も不十分であったこと

① 前記第4の7、8記載のとおり、全柔連は、平成25年1月19日に、吉村前委員長、園田前監督ら6名を「戒告」処分にしたが、その理由とされる「柔道家として倫理に反する行為があった」との事実は、女子ナショナルチームの選手15名のJOC提訴後に新たに発覚した事実を指しているものではなく、処分は遅きに失している。

また、同戒告処分に当たり、女子コーチ2名を、何らの弁解の機会を与えることなく、処分の対象としたことは、手続き的に問題があると言わざるを得ない。女子コーチ2名の処分理由を裏付ける事実が、当該女子コーチが暴力を黙認していた

ことにあるのであれば、同様に暴力を黙認していた関係者が存在することにかんがみれば、不公平感は否めず、内容的にも問題があろう。

さらに、平成25年1月31日の園田前監督の辞任と同年2月5日の吉村前委員の辞任も、前記第4の5記載のとおりの吉村前委員長と園田前監督の不適切な言動とそれらが女子選手に与えた衝撃にかんがみれば、遅くともその不適切な言動が発覚した段階において、強化委員長及び女子監督の更迭という方法で解決されてしかるべきであったと思われる。

更迭の時機を失した後の園田前監督と吉村前委員長の各辞任は、JOC提訴が報道機関の報道により社会の注目を引くところとなったことに着目して断行された辞任劇と言わざるを得ず、不透明感を禁じ得ない。

辞任が妥当であったのであれば、もっと早く辞任させるべきであつたし、もし、そうではないというのであれば、いかに報道が過熱しようとも、その理由を説明すべきであった。

② 一般的に組織内で不祥事が発生した場合には、まず組織上層部が問題解決にあたる姿勢を内外に示し、速やかに原因究明を行い、責任の所在を明確にして自らを含めて適切な処分を行うべきである。同時に、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行する必要があることは言うまでもない。しかし、本件では組織全体にコンプライアンス意識が欠如しており、これらの対応が適切に行われてこなかつた。

第6 全柔連に対する改革の提言

本委員会は、前記第5で検討した問題点を踏まえ、全柔連に対し、以下の諸点について提言する。

1 明確な指導方針の提示とその徹底

前記第5の1記載のとおり、全柔連では、現場の指導者が従うべき指導上の具体的指針が欠如しており、それが本件問題を生じさせた原因となっており、るべき指導指針の提示と、それに基づき指導を実践する指導者の育成を急がなければならない。

そのための各種施策を種々検討することは大切であるが、まず、全柔連の最高責任者自身が、全柔連組織の内外に対して、暴力的指導の根絶を、きっぱりと宣言すべきである。

① 具体的な指導指針の策定と周知

全柔連発行に係る「柔道の基本指導」と題する指導書の中には、嘉納治五郎師範の教育思想が明記されているものの、暴力を用いた指導の禁止には明確な言及はない。「柔道の基本指導」をはじめ、柔道の上級者を指導する者、初心者を指導する者などあらゆる階層の指導者を対象とするそれぞれの指導書の中に、暴力を用いた指導を行うべきではないことやその理由について詳述するなどして、その趣旨が柔道を愛好する人すべてに浸透するような措置を構じるべきである。

ところで、本件問題の発生の舞台となったナショナルチームの強化方針について見ると、その時々の監督は、強化方針の内容として、4年ごとのオリンピックにおいていかにして金メダルを獲得するかの方法論を中心に据えている。現に、現強化